

ネル・ブロイニングの所有政策思想〔下〕

——労働者の財産形成と投資賃金——

増 田 正 勝

目 次

- I 序 論
- II 労働者の財産形成とカトリック社会論
- III 労働者の財産形成と社会的市場経済（以上，前号）
- IV 投資賃金論の展開（以下，本号）
- V 投資賃金と社会的パートナーシャフト思考
- VI 労働者の財産形成と経営的パートナーシャフト思考
- VII 結 論

IV 投資賃金論の展開

投資賃金の基本的構想は，すでに連邦経済省学識者諮問委員会における二つの講演と「意見書」の中に提示されていたが，それがより体系的に展開されるのはやや後になってからである。以下の五つの論稿がそれである。

Vermögensbildung in Arbeitnehmerhand, in; *Gewerkschaftliche Monatshefte*, 4. Jg. 9, 1953.

Kosumlohn—Investitionslohn, in; *Gewerkschafter*, 2. Jg., 1, 1954.

Eigentumbildung in Arbeiterhand. Eine Thesenfolge, in; *Der Arbeitgeber*, 7. Jg., 15/16, 1955.

Einkommenspolitik und Vermögensbildung, in; *Der Volkswirt*, 18. Jg., Nr. 29, 1964.

Der Lohn als Erwerbsmittel und Eigentumsquelle, in; *Eigentum und Eigentümer in unserer Gesellschaftsordnung*, Köln und Opladen 1960.

1954年の論稿の表題には Investitionslohn ということがあがあるが, Investivlohn という一般的な用語が登場するのは1964年の論文からである。労働者の財産形成をめぐる論議において投資賃金の思考や諸プランは提示されていたものの, 50年代の初期にはまだ Investivlohn というカテゴリーはまだ十分に成熟していなかった。ネル・ブロイニングの投資賃金論は, 上掲論文中, 1964年の論稿「所得政策と財産形成」にもっともよくまとめられているので, まずそれを示すことにしよう。

「国民大衆の受け取る所得（賃金・給与・年金等いわゆる大衆の所得）は——企業者消費（そして一定の公共消費）を控除したあとの——社会生産物の消費し得る部分に等しい。そして, それは, これら大衆所得者の生活維持のために——最低貯蓄限度まで——消費に投入され, かくして消費に吸収されることになる。仮に社会生産物の投資量と消費量が不変であるとすれば, 国民大衆の所得は——企業者消費（と一定の公共消費）が抑制可能でないかぎり——これらの所得者が投資量に参加することによってしか増大しない。このような追加的所得は, 財産的にみると, 消費できない財の中に存在するのであり, 定義によって消費不可能なのである。それは, それを消費できない形においてのみ, つまり消費できないことを明記した請求権（参加権もしくは要求権）においてのみ受取られ所有されるときにのみ, 給付されるのである。

このことは次のことを意味する。追加的所得は新たに形成された財産の形で大衆所得者に沈澱するが, それは, これまで国民経済の純投資量が財産の増加に沈澱する傾向のあった人々の財産増加をそれだけ減少せしめることになるということである。それまで示されてきた限度を超える大衆所得の引上げと広汎な大衆の財産形成とは実は同じことなのである!」⁵⁴⁾

「あらゆる世界において、社会生産物の、つまり国民所得のより大きな部分は、消費財にあり、消費欲求の充足のために必要とされる。大衆所得、とりわけ賃金についてこのことはいっそう当てている。賃金は、とくに生活維持のための消費に向けられる宿命にある。換言すれば、賃金は「消費ファンド」「消費賃金」である。これに対して、社会生産物の消費的部分をこえる賃金は消費に転換されない。したがってそれは消費ファンド (Konsumfonds) や消費賃金 (Konsumlohn) ではない。良くも悪くも望もうと望むまいと、それは投資賃金 (Investivlohn) である。」⁵⁵⁾

さらに投資賃金の理論をひとつのテーゼに総括すると、「賃金利用 (Lohnverwendung) が社会生産物に対する賃金・給与取得者の持分を決定する」⁵⁶⁾ ということになる。このテーゼに明らかのように、ネル・ブロイニングの投資賃金の概念は国民経済的概念である。個々の賃金・給与生活者はその労働所得を彼が就業している企業から受け取るであろうが、そこに生じた消費賃金を超える部分が再びその企業に投資されるべく規制されるのではない。ただ国民経済的な総投資量へ流入していただくだけである。企業から労働所得者を経て流出したものに等しい量があるいは再び当該企業へ還流してることがあるかも知れないが、全体の流れはあくまでも国民経済的な流れである。オPPERハウザーは、ネル・ブロイニングの投資賃金論を評して「後のカルドア的循環理論を先取りしたものである」⁵⁷⁾ とのべている。

「資本形成への労働者参加はミクロ経済的事柄ではなくしてマクロ経済的事柄である」⁵⁸⁾ とくり返しネル・ブロイニングは強調する。同じくキリスト

54) Nell-Breuning, Oswald von: Einkommenspolitik und Vermögensbildung (in; *Der Volkswirt*, 18. Jg., Nr.29, 1964.), in; Nell-Breuning, Oswald von: *Aktuelle Fragen der Gesellschaftspolitik*, Köln 1970, SS. 70-71.

55) Ebenda, S. 71.

56) Ebenda, S. 72.

57) Oberhauser, Alois: Investivlohn, in; *Handwörterbuch des Personalwesens*, hrsg. von Eduard Gaugler, Stuttgart 1975, S. 1070.

58) Nell-Breuning, Oswald von: Kapitalmarkt und Kapitalbildung (in; *Gewerkschaftliche Monatshefte*, 4. Jg., 12, 1953), in; *W. u. G. I.*, S. 435.

教的立場に立ち、しかも彼自身が影響を与えたところが大きいK A BやC D U社会委員会のプランに対して批判を展開する。「所有参加による共同決定」をスローガンに掲げたK A Bのプランは、労働者の経営参加権に対する対応物として経営資本への労働者参加を提案したものであった。C D U社会委員会プランも根本的な発想はK A Bプランに沿っていた。いずれも一種の利潤参加プランであって、経営段階における資本形成への労働者参加が主たる内容であった。これに対してネル・ブロイニングは次のよういう。「労働者は経営で……働いているがゆえに、労働者の財産形成の課題を『経営レベル』で解決しようとする考え方が出てくるのも当然である。しかし、このようなミクロ経済的解決は実行しがたいことがわかるし、またいづれにしろきわめて限定された不十分な程度でしか目標へ導かないのである。このような方式に対して労働組合があげている反論は大方当を得たものである。」⁵⁹⁾「全体をめざす解決は、全体経済的レベル、つまりマクロ経済的にのみ取り組まれる。」⁶⁰⁾「企業における『Miteigentum』ではなく、生産手段全体に対する『Miteigentum』がまさに問題の中心である」⁶¹⁾と。いわゆる所有参加プラン、共同企業者 (Mitunternehmer) プラン、パートナーシャフト・プランは、このような批判を免れ得ない。

投資資金の源泉をどこに求めるかという問題がある。労働組合のヒンケルは、1948年以後生じてきた財産分配の不均衡を事後的に再調整する中に投資資金の源泉を見出そうとしたが、⁶²⁾労働組合には過去の不均衡な財産分配を

59) Nell-Breuning, Oswald von: Eigentumsbildung in Arbeiterhand, in; W. u. G. I., SS. 445-446.

60) Ebenda, S. 446.

61) Ebenda, S. 444.

62) ヒンケルは、1948年から1953年にかけて形成された財産増加分を事後的に再配分する用具として投資資金を提案した。そのためにヒンケルは、投資会社を設立し、この投資会社が労働者に対して投資証書を発行し、この証書には一定の凍結期間が指定され、その期間中これを現金化できないものとした。(Hinkel, Karl: Wirtschaftliche Probleme am Jahresende: Was Gewinnbeteiligung und Miteigentum für den Arbeitnehmer bedeuten, in; *Der Gewerkschafter*, 1. Jg., 1953, H. 6/7, S. 41 ff.)

事後的に再配分せよという声が強かった。これに対してネル・ブレイニングは、「後からする訂正は、常に大きな摩擦損失と結びつき、場合によっては国民経済過程を麻痺させてしまうことを、経済学の知識のある人は知っている。それは、公平に分配されるべきケーキを小さくしてしまう危険をもっている」⁶³⁾として、「将来新たに創造される価値のできるだけ大きい部分をこれまでの財産なき人々に与えるような有機的・改革的過程をとる道」⁶⁴⁾を歩むべきだとする。

投資資金の源泉が過去に求められるにしろ未来に求められるにしろ、いずれにしても投資資金は従来への地代・利子・企業者利潤の受取者の犠牲の上に生ぜざるを得ない。たしかにネル・ブレイニングが述べているように、「企業者利潤はすぐれて自己金融の道で現われてくるものであって、それは決して国民経済的に最も有効な利用を保障するものではない。……これに対して通常、資本市場においては……国民経済的に望ましい場への投資が行われる」⁶⁵⁾ということが出来るかも知れない。しかし資本市場が有効な投資の再配分を結果するように十分に機能するという保証もない。資本市場のレンクもまた経済政策の課題となろう。投資資金は投資意欲の減退を招き資本の国外逃避を生ぜしめるのではないか、という危惧もしばしばきかれた。

投資資金は、強制的貯蓄であるのかそれとも任意の貯蓄なのかという問題がある。ヒンケルの投資資金プランは強制貯蓄に近い形になっているが、ネル・ブレイニングは、「自由と多様性こそ重要である」⁶⁶⁾とし、投資資金をどのような形で貯蓄するかについてできるだけ個人に選択の自由が保証されるべきだという立場をとっている。もっとも個人的契約や集团的協定による「自

63) Nell-Breuning, Oswald von: Konsumlohn—Investitionslohn (in; *Der Gewerkschafter*, 2. Jg., 1, 1954.), in; *W. u. G. I.*, S. 440.

64) Nell-Breuning, Oswald von: Eigentumsbildung in Arbeiterhand, in; *W. u. G. I.*, S. 444.

65) Nell-Breuning, Oswald von: Einkommensgestaltung in der sozialer Marktwirtschaft, in; *W. u. G. I.*, S. 406.

66) Nell-Breuning, Oswald von : Kosumlohn—Investitionslohn, S. 442.

発的拘束」⁶⁷⁾(freiwillige Bindung)の道は大いにすすめられる。ホイスラー・プランにみるような「労使パートナー間の労使協約の道が、労使パートナー制度に固有の自律性に合致している」⁶⁸⁾と考える。法的規制による投資賃金制度はネル・ブロイニングのもっとも嫌うところである。

投資賃金は、その定義によって投資へ利用されなければならない。はたして労働者は労働所得の一部を投資賃金として貯蓄へ回わすであろうか。ネル・ブロイニングは、投資賃金を「消費断念なき貯蓄」⁶⁹⁾(Sparen ohne Konsumverzicht)と称している。「名目的賃金上昇のインフレ傾向と、賃金部分の消費利用から投資利用への転換のデフレ傾向とが相互に補完し合うから……、貨幣価値も消費(実質生活費)も完全に影響されることがない」⁷⁰⁾と。しかし投資利用への転換は必ず生ずるというものではない。労働者は取得した投資賃金を消費へ投入し、従来の投資家が消費レベルを下げて投資率を維持するように行動するかも知れない。一般に投資賃金プランにおいて投資証書の凍結期間が設定されるのは投資利用を確実なものにするためである。そして制度的措置として、ホイスラー・プランやヒンケル・プランと同じく、ネル・ブロイニングも「自助組織(労働組合、協同組合)系で信用ある投資会社(Kapitalanlagegesellschaft, Investment-Trusts)」⁷¹⁾の設立を提案する。しかしながらいずれにしても、国民の巾広い階層が投資賃金制度にどう反応するかという問題は依然として残されたままである。彼らは従来の投資家たちと同じような投資意欲をもって貯蓄に励むだろうか。ネル・ブロイニングは、貯蓄能力、つまり所得が引き上げられるとそれに応じて貯蓄意欲も高まるだろうと予期している。こうした彼の期待は確かなものであろうか。ヴィン

67) Nell-Breuning, Oswald von : Eigentumsbildung in Arbeiterhand, S. 448.

68) Ebenda, S. 451.

69) Nell-Breuning, Oswald von : Sparen ohne Konsumverzicht ?, in; *Vermögensbildung in Arbeitnehmerhand*, hrsg. von Georg Leber, Frankfurt a. M. 1965.

70) Nell-Breuning, Oswald von : Einkommenspolitik und Vermögensbildung, S. 72.

71) Nell-Breuning, Oswald von : Vermögensbildung in Arbeiterhand, S. 435.

ターシュタインは、「かかる期待の充足がネル・ブレイニングのプラン全体の軸点である」⁷²⁾とのべている。

さて、労働者の貯蓄意欲が高まって投資会社に貯蓄がなされ投資証券が発行されたとしよう。労働者の投資ファンドははたして労働者に有利に運用されるであろうか。ネル・ブレイニングは次のように答える。「社会生産物の大きさ（成長率）とその構成は、他の決定要因と並んで、新たに形成された資本がいかなる源から発生し、またそれについての投資選択と資金投下を支配するのはだれであるかによって、決定的に規定される。資本形成に対する可及的広範な人々の参加の度合が高まれば高まるほど、現在および将来において、狭い範囲の優遇者たちだけではなく、これら広範な人々を等しく益する投資が、それだけますます十分に行われることになろう」⁷³⁾と。ネル・ブレイニングは、非常に複雑で答えることの極度に困難な問題に対してあまりに簡単に答えているように思える。しかし、異なった所得分配は異なった資本利用へ導くというテーゼは、大まかな傾向として受け容れることができるだろう。資本提供者としての国民大衆が巨大な利益集団として資本利用の方向に強い発言力を発揮することは考え得るからである。しかし、他方で、国民大衆は株式会社の大衆株主と同じように一定の資本利子以上のものを期待しないかも知れない。その場合、投資利用の方向は依然として変化を蒙らないままであろう。

投資資金それ自体には投資利用の方向を決定する力はもともと内包されていないとみるべきであろう。70年代の中ごろにいわゆる「投資レンクング」(Investitionslenkung)の問題が、労働者財産形成の問題とは直接の結び付きをもたないで登場してくる。⁷⁴⁾労働者が資本形成に参加することと、資本の利

72) Winterstein, Helmut: a. a. O., S. 71.

73) Nell-Breuning, Oswald von : Kapitalmarkt und Kapitalbildung, S. 433.

74) 市原季一「経営を超える投資管理」(『現代経営学と株式会社』岡本正人古稀記念事業会編, 有斐閣, 1978年。)

用の決定に参加することとは別々に論じられるべき問題であろう。`投資レンクク`の論議において経営を超える共同決定 (überbetriebliche Mitbestimmung) が問題になったことが、その証左であろう。

V 投資賃金と社会的パートナーシャフト

1950年連邦経済省学識者諮問委員会によって提出された「所得分配の構造政策・景気政策上の問題」に関する意見書は、ネル・ブロイニングによれば、「いわば労働組合に対する挑戦状」⁷⁵⁾であった。しかし、同時に、「`意見書`は私の講演と同じ方向にあった」⁷⁶⁾と述べるとき、ネル・ブロイニングの提唱する投資賃金論もまた労働組合に対するひとつの挑戦状でもあった。

当時の労働組合の賃金政策は、アガルツ (Agartz, Viktor) の `拡大的賃金政策` (expansive Lohnpolitik) によって強い影響を受けていた。DGBのW I (Wirtschaftswissenschaftliches Institut der Gewerkschaften) の所長であったアガルツは、「労働組合にとっては `適応的` (korrespondierende) 賃金政策、責任ある賃金政策はあり得ず、ただ `絶対的に独立した賃金政策` があるのみである」⁷⁷⁾として、賃金闘争を階級闘争の一手段としてとらえる賃金政策を主張していた。

他方、社会化路線に対する強い執着が依然として残っていた。たとえばヒンケルは将来の社会的所有 (gesellschaftliche Eigentum) について以下のように述べている。「まず第一に、労働組合の見解によると共同所有 (Gemeineigentum) に移さるべき所有 (鉱山、原子力産業等) が、次に、協同

75) Nell-Breuning, Oswald von : Das Lohnproblem im Zusammenhang mit der Beteiligung des Arbeiters am Sozialprodukt ..., S. 411.

76) Nell-Breuning, Oswald von: Konsumlohn—Investitionslohn, S. 438.

77) Hinkel, Karl: Neuverteilung des Eigentumszuwachses, in; *Gewerkschaftliche Monatshefte*. 8. Jg., 1957, S. 158.

組合的 (genossenschaftliche) 企業に適した所有があげられる。そして次に、より広い経済領域が残っている。すなわち現代の動態的な経済集団の重要部分がそれである。これは昨日の私的所有者にこのまま委ねらるべきではない。まさにここに新しい種類の労働者参加が見出さるべきなのである」⁷⁸⁾ と。ヒンケルにおいては、労働者の所有参加は、共同所有、協同組合的所有に次ぐ第三の社会的所有の形態であり、生産手段の社会化の一変形として理解されている。ヒンケルの投資賃金は、現金で支払われる消費賃金に対して付加的に支給されるものであるが、一定の凍結期間が付いた投資証券の形で手渡されるので、結果として一種の強制貯蓄となっている。そこでは労働者の財産形成それ自体よりも、それによって形成される新しい形の社会的所有が究極の目的となっている。もっとも、社会化思考が強く残っているとはいえ、伝統的な意味における生産手段の社会化の思考からは徐々に離れつつある。1959年の社会民主党の「ゴードスベルク綱領」とともに伝統的な社会化思考は急速に後退していく。

さて、ネル・ブロイニングはまず拡大的賃金政策に対して批判を展開する。「最近の労働組合は、その賃金要求をもはや物価上昇によって根拠づけず、はっきりと社会生産物に対するより大きな持分参加を要求するようになった。それは、生計費の増大をねらったもので、貯蓄形成や投資を目的としたものでなく消費の増大を求めたものであることは明らかである。労働者のために社会生産物のより高い分前を要求することについては、われわれも労働組合に異存はない。しかしながら、労働組合は、社会生産物の利用という不可欠の条件を受け入れず、実現の可能性が依存している前提自体を否定する。」⁷⁸⁾

「労働組合の賃金政策は、国民経済的な消費ファンドを奪い取ることで満足しているように思われる。」⁷⁹⁾ 「労働組合は、賃金労働者の状態を賃金労働者として改善しようと欲している。労働組合は、賃金労働者を純粋な賃金労働

78) Nell-Breuning, Oswald von: Das Lohnproblem ……, SS. 411-412.

79) Nell-Breuning, Oswald von: Vermögensbildung in Arbeiterhand, S. 424.

関係を越えさせるもの、わずかでもブルジョワ化とみえるものすべてに対して無関心である。生産手段への所有参加 (Mitbesitz an den Produktionsmitteln) は、多くの組合活動家たちには階級的連帯に対する裏切り行為と考えるのである⁸⁰⁾と。

ネル・ブロイニングの主張する賃金政策は、消費賃金と投資賃金が統合されたものである。彼はそれを火ばさみにたとえている。消費賃金のみからなる賃金政策は火ばさみとして用をなさない。「火ばさみの第二片として賃金・給与所得者の貯蓄が加わる」⁸¹⁾ ことが必要なのである。こうした賃金政策を追求することによってはじめて、「労働者は、国民経済的に必要な資本形成の増大部分、否むしろ圧倒的部分を、自由な決定と任意の自己責任ある選択にしたがって引き受け、それが財産として広汎な労働者層の中に沈澱する」⁸²⁾ ことになるというのである。

消費賃金と投資賃金を同時的に追求すべきとするネル・ブロイニングの賃金政策は、少なくともアガルツ的な拡大的賃金政策とは全く異なる基本思考の上に立っている。すでに前節でみたように、労働者の投資賃金の源泉は国民経済における投資ファンドの一部であるから、従来の資本提供者の犠牲の上に生じるものである。それは、なんらかの余剰でもなければ付加的なものでもない。国民経済的に必要な資本形成の役割を自ら積極的に引き受けるという姿勢が根底にある。ネル・ブロイニングは、上に引用したことばに続いて、「労働組合はかかる目標を肯定するだろうか」⁸²⁾ と労働組合に対して問を突きつけている。そこには新しい労働組合観がみられる。ネル・ブロイニングはいう、「現代の労働組合は、相当の範囲で公法的機能を、さらに広い範囲で準公法的機能を発揮している。今日の労働組合はある意味で体制器官 (Verfassungsorgan) として特徴づけられるのである」⁸³⁾ と。もはやただ単に「組織された利害者の群れ」 (organisierter Interessentenhaufen) として振る

80) Nell-Breuning, Oswald von: Einkommensgestaltung ……., S. 407.

81) Nell-Breuning, Oswald von: Einkommenspolitik und Vermögenspolitik, S. 76.

82) Nell-Breuning, Oswald von: Vermögensbildung in Arbeiterhand, S. 429.

舞うことは許されない。労働組合は、「労働条件をめぐる労資の対決を越えて、経済政策上の重大な使命をもつ存在へ成長してきている」⁸⁴⁾と。

投資賃金を含む賃金政策は、国民経済的に必要な資本形成に対して労働組合が責任ある役割を引き受けることを意味している。国民経済過程において労働が資本と並んで責任ある主体的機能を遂行しようとする思考を、われわれは社会的パートナーシップの思考と称したいと思う。それは、より具体的には、労働組合と使用者団体との間の協働関係を労使関係の中心的事実として理解する思考である。そこでは、階級闘争思考の如くに、一方が他方を究極的に支配することを目的とする行動は展開されないのである。

ところで、ネル・ブレイニングの投資賃金論では、前節でもみたように、いったん投資賃金として労働者に支給された現金を投資（貯蓄）に向けるか消費に投入するかは、労働者の自由な選択に任されているのである。税制上の優遇策等によって一定の投資誘導が当然考えられなければならないが、強制貯蓄はネル・ブレイニングの意図するところではない。投資賃金は自由な貯蓄と結合しなければならない。このための不可欠な条件が労働組合の教育的役割である。ネル・ブレイニングはいう、「重要なことは社会教育的な影響である。……労働組合が、労働者の財産形成が明らかに労働者の利益になることを確信し、そしてかかる信念に立って、労働組合が利用し得るあらゆる手段を用いて、まず組合員の志向を財産形成へ向け、その次に、それをより高まった消費として理解される生計費の上昇に向けさせるときはじめて、労働者財産形成の企ては実行可能となる」⁸⁵⁾と。この場合、労働組合の立つべき確信は、やはり社会的パートナーシップの思考であろう。

労働組合側では、ヒンケルに続いて、1957年にグライツェ (Gleitze, Bru-

83) Nell-Breuning, Oswald von: Zur Gewerkschaftsfrage heute, in; *Stimmen der Zeit*, Bd. 160, H. 12, 1957, S. 453.

84) Nell-Breuning, Oswald von: Schicksalsstunde für die Gewerkschaften (1950), in ; *W. u. G.* III., 1957, SS. 30-31.

85) Nell-Breuning, Oswald von: Eigentumsbildung in Arbeiterhand, SS. 449-450.

no) が社会資本 (Sozialkapital) の形成による財産の再分配を提案するが、⁸⁶⁾ DGB 自体が本格的に財産分配政策に取り組むようになるのはさらに後になってからである。1961年1月はじめてDGB連邦執行部は財産分配問題について公式的にその見解を表明する。⁸⁷⁾ 基本的にはほぼグライツェ・プランの線に沿っている。これについては、ビュットナー (Büttner, Hans Wolfgang) が *Gewerkschaftliche Monatshefte* 誌上で解説を行っている。

ビュットナーによれば、社会資本とは、「社会給付 (Sozialleistung) の結果であって、……株主・従業員・経営者の給付の結果ではない。」⁸⁸⁾ 「社会給付から生じてきた財産増加は、社会給付に参加したすべての者に帰属する。」⁸⁹⁾

86) グライツェ・プランの概要は以下のようなものである。一千万マルク以上の企業財産をもつすべての企業は、毎年その財産増加の一部を「社会基金」(Sozialfond) に拠出することが法的に義務づけられる。社会基金に集められた財産は全労働者の財産として理解され、全労働者にそれに対する持分権が社会基金証書の形で与えられる。グライツェは社会基金に集まった財産を社会資本と呼ぶ。社会資本はその性格上原則として消費に向けることができない。(Gleitze, Bruno: Lohnpolitik und Vermögensverteilung, in: *Sozialer Fortschritt*, 6. Jg. 1957, H. 3, S. 53ff. Derselbe: Die Bildung und Verteilung von Sozialkapital, in; *Sozialer Fortschritt*, 7. Jg. 1958, H. 2, S. 33ff.) なお、グライツェ・プランの評価については、市原季一、前掲書、136頁以下、および山本雄一郎、前掲稿「超企業的利潤参加——生産財産への労働者の参加について」、61頁以下。

87) 「現在の所有秩序を基礎にして正しい所得・財産分配を実現することはできない。しかし、現在の財産集中の状態において労働者の参加を実現するために、われわれは、財産増加の一部が社会資本 (Sozialkapital) に変型され、創設された社会資本基金 (Sozialkapitalfonds) の所有に移されることを要求する。

私経済および公務職のすべての被用者 (労働者・職員・官公庁職員) の財産参加は、社会資本基金に対する持分権の発行によって生ずる。この持分権はいつでも処分可能な正味の財産価値と所有を示す。社会資本基金の利子収益の一部は、持分所有者としての被用者に利子として支払われ、他の一部はとくに学術と教育の目的のために利用される。

以上の要求を実現することによって、商・工業における財産集積の過程から高度に危険な社会的・政治的特性を徐々に取り除いていくことが可能となろう。」(DGB zur Frage der Vermögensverteilung, in; *Gewerkschaftliche Monatshefte*, 12. Jg., 1961, H. 2., S. 110.)

88) Büttner, Bruno: Vermögensbildung durch Umverteilung, in; *Gewerkschaftliche Monatshefte*, Jg. 12. 1961, H. 5, S. 265.

89) Ebenda, S. 267.

この場合、社会資本に対して参加権が認められるのは主として被用者となるが、それは企業者は成果分配を自己決定できるが被用者はそれができないからであると、ビュットナーは考える。いずれにしても社会資本とは経営自体も含めて経営構成員の給付に帰属しないところの剰余である。それが集積される場が「社会資本基金」(Sozialkapitalfonds)である。社会資本基金は投資会社として機能するが、「その機関においては国民経済の重要な集団が適切に代表されるべきだ」⁹⁰⁾とされる。ビュットナーはいう、「目標設定は財産増加の「再分配」である。社会資本基金への持分の集結はまさに特別の種類の社会化を示すものといえよう」⁹⁰⁾と。

ビュットナー自身指摘しているように、社会資本を計算的に確定することは極度に困難に思われる。ここでは会社法の改正が要求される。社会資本が算出されたとして、各企業が拠出したものが集まって社会資本基金が形成されるわけである。そしてこの基金に対する持分が一般に労働者の財産を形成するのである。グライツェ・プランやDGBプランの特徴は、労働者の財産形成のための源泉として社会資本という新しい概念を提出したことであろう。社会資本はもともとその性格からして個々の経営に帰属すべきものではない。むしろ社会全体に帰属する。したがって、従来その部分を所得として受け取っていた者は、それを取り上げられても返還を要求できないのである。

労働者財産形成の源泉としてともに企業者財産を犠牲にすることから出発しながら、ネル・プロイニングの投資賃金プランとDGBプランとはかなり基本思考において大きな相違をみせている。DGBプランは、労働者の財産へ正当に帰属すべき性格をもった財産の発見に主眼が置かれている。他方、ネル・プロイニングは労働者を資本形成の担い手とすることにもっとも大きな重点を置いている。労働者が国民経済的資本形成にどの程度参加するかによって、労働者の財産形成の度合が決まってくるのである。DGBプランにおいては、労働組合は依然として、国民経済的分配過程における一方の取引

90) Ebenda, S. 268.

者として位置づけられている。社会資本基金の機関が多元的利益集団の代表によって構成されることが提案されている。労働組合の単独支配を回避しようとする意図は理解できるが、資本形成に対する労働組合の積極的な役割は期待されていない。

ネル・ブロイニングの投資賃金の主張には、労働組合を経済政策の重要な担い手にしようとする思考が含まれている。労働組合は今日において準公法的もしくは公法的な存在であるという認識がそこにある。われわれはこのような思考を社会的パートナーシャフト思考と称してきたが、少なくとも1961年のDGB連邦執行部の労働者財産形成政策の方針をみるかぎり、まだこのような思考は存在していない。この意味においてもネル・ブロイニングの投資賃金の主張はやはり労働組合に対するひとつの挑戦状であったといい得るであろう。

VI 労働者の財産形成と経営的パートナーシャフト思考

1954年、ネル・ブロイニングは、オルトリープ/シュルスキー編の『社会的平和への道——共同決定と社会的パートナーシャフト』(*Wege zum sozialen Frieden. Beiträge zur Mitbestimmung und sozialen Partnerschaft in der Wirtschaft*, hrsg. von H. D. Ortlieb/H. Schelsky, Stuttgart/Düsseldorf 1954)へ「経営および企業レベルの共同決定とパートナーシャフト」(*Mitbestimmung und Partnerschaft auf der Ebene von Betrieb und Unternehmen*)と題する論稿を寄せている。この論稿はもともとモンタン共同決定法批判を出発点としているが、経営的パートナーシャフトの中に、現行の共同決定体制の欠陥を克服する道だけではなく労働者財産形成の道をも見出そうとしている。

経営的パートナーシャフトの提唱者としてはフィッシャー (Fischer, Guido) がはるかに著名であろう。1955年に『経営におけるパートナーシャ

フト』 (*Partnerschaft im Betrieb*, Heidelberg) が出版されている。フィッシャーもまた経営的パートナーシップが労働者財産形成の道へつながることを強調している。本節では、この両者の経営的パートナーシップを比較しながら、ネル・ブロイニングの思考を明らかにしていこう。

フィッシャーのパートナーシップは三つの柱から構成されている。すなわち、1) 精神的基礎、2) 組織政策、3) 成果参加 (*Erfolgsbeteiligung*) と実体価値参加 (*Substanzbeteiligung*)、である。

精神的基礎については、その根本に連帯性の原理 (*Solidaritätsprinzip*) を置き、真の共同体精神を育成することを目標としている。ここで注目すべきことは、フィッシャーが精神的基礎を論ずるにあたって公正賃金の問題をとりあげていることであろう。公正賃金は生活安定につながり、生活安定と精神的基礎は不可分の関係にあるとする。公正賃金は経営の成果分配過程から生ずるものであるから、このことは分配過程が精神的基礎に対して決定的な意味をもっていることを示している。

組織政策の根底には補助性の原理 (*Subsidiaritätsprinzip*) が置かれる。すなわち、経営構成員各自が創意と個性を発揮し、しかもそれぞれにふさわしい責任を与えられて協働できるような組織が形成されなければならないとする。

第3の成果参加と実体価値参加がとくに検討に値する。成果参加としては、①収益参加 (*Ertragsbeteiligung*)、②利潤参加 (*Gewinnbeteiligung*)、③業績参加 (*Leistungsbeteiligung*) の三つの形態があげられている。実体価値参加としては、①資本参加 (*Kapitalbeteiligung*)、②資産参加 (*Vermögensbeteiligung*) の二つの形態がある。

ここで利潤参加は通常のそれとは異なる。フィッシャーによれば、それは「パートナーの持分資本を基礎として算定し支払われるもの」⁹¹⁾である。したがって実体価値参加の後で初めて生ずるものである。

91) Fischer, Guido: *Partnerschaft im Betrieb*, Heidelberg 1955, S. 92.

ところで、フィッシャーは、パートナーの成果参加分を公正賃金の中に入れておいている。すなわちいう、「協定賃金に付加して、さらに公正賃金の別の部分として、特別の経済的業績・成果に対して従業員は支払いを受けるべきである。これが成果参加である。……したがって従業員の成果参加は、割増賃金 (Prämienverdienst) の変化したものでもなければ、協定外の賃金・給与の支払いでもなく、公正賃金のわく内で、協定外の賃金・給与を補うものである」⁹²⁾と。フィッシャーのいう公正賃金とは、協定賃金と協定外賃金および成果参加から成っていると見えよう。

実体価値参加とは要する経営の所有に参加することである。パートナーの資本参加は、自己資本あるいは他人資本の形態で行われる。この場合、資本参加は、繰越収益参加分と繰越業績参加分をもって参加する形態と、パートナーが直接に資本に参加する形態が考えられているが、いずれにしても資本参加の源泉が公正賃金にあることに注意しなければならない。資産参加は、パートナーシャフトを開始してから増加した経営資産の増加分について一定の割合で参加するものである。

フィッシャーは経営的パートナーシャフトについて次のように述べている。「……パートナーが経営を所有している、あるいは経営の中に財産をもっているという意識が喚起され、それによって、まさに大衆現象を呈しているプロレタリアートの財産なき状態は、個人的な財産形成によってのみならず、経営の領域においても阻止されよう。このことは、経営におけるパートナーシャフトの原理に属するものである」⁹³⁾と。

フィッシャーの経営的パートナーシャフトによる労働者財産形成政策の特徴は、パートナーを経営財産の所有者たらしめようとしている点と、資金の源泉を労働者の公正賃金に求めている点にみられる。資産参加はともかくとして、資本参加の源泉として成果参加分があげられているから、公正賃金の

92) Ebenda, S. 43.

93) Ebenda, S. 107.

一部が使用されることになる。ところが公正賃金は生活安定を保証するものであるから、ここでは消費賃金の一部が投資に回されることになる。ネル・ブロイニングの用語を用いれば、`消費断念なき貯蓄`ではなくして`消費断念を伴った貯蓄`であるといえる。ネル・ブロイニングは従来の資本提供者の犠牲において労働者の財産形成を考えるが、フィッシャーの場合はむしろ労働者自身の犠牲において労働者の財産形成が行われるといわなければならない。

さて、ネル・ブロイニングのパートナーシャフト・モデルは、形式は至って単純であるが、それを支えている基本思考はフィッシャーのそれとは大いに異なってくる。

ネル・ブロイニングは、OHG (Offene Handelsgesellschaft. 合名会社) の会社形態をヒントにしてパートナーシャフト経営を構成する。OHGの会社約款においては、社員資格を取得する条件として、財産出資以外に労務出資と信用出資が認められている。ネル・ブロイニングはここに着目して、企業の一般従業員をその労働の投下によってのみ社員となり得るジュニア・パートナーとみる。そして、財産とともに自己の労働力・営業経験・営業コネクション等を投入する従来の経営者をシニア・パートナーと称する。この両者の間でパートナーシャフト契約が結ばれるのである。

シニア・パートナーとジュニア・パートナーは、協定に基づいて業務と責任を分担し、それに応じて報酬を受け取る。外部に対する企業責任については、これもまた協定によって各々の責任範囲が決められるが、一般にシニア・パートナーが外部に責任を負う場合が多いので、シニア・パートナーが経営成果の分配においても有利な分配基準が適用されることになる。

企業に投下された生産手段については、ネル・ブロイニングはこれを一般に賃貸されたものとして考えようとする。資本の提供者に対しては賃貸料を支払えばよい。ここでは生産手段それ自体は利潤請求権をもたないことになる。

損失参加 (Verlustbeteiligung) の問題が生じてくる。ジュニア・パート

ナーには、「同一労働を行う者に対して支給される協約賃金と同じ額の最低給与が保証されると共に、OHGの債務者によるあらゆる請求から保護されるべきだ」⁹⁴⁾とする。もしジュニア・パートナーに損失参加のケースが生じるとすれば、それは、ジュニア・パートナーが配分された利潤を経営に留保している場合である。従来の賃金労働関係では、労働者は賃金以外の報酬を受け取ることはないから、この種の損失参加はもともと存在しないのである。

ネル・ブロイニングのこの簡単なパートナーシャフト・モデルは、モンタン共同決定法の批判を意図したものであったことは、本節の最初に述べておいた。彼によれば、現行の共同決定制度は、賃金労働関係を存続させたままで、この原理とは対立する労資対等の原理に立った共同決定を押し込もうとしている。賃金労働関係とは、ネル・ブロイニングによれば、「労働者が労働契約において協定された賃金に満足し、その労働の成果は企業者に残されることを意味している。他方、それは、法的に相手方として、他者として労働者に対応している使用者に対して、労働者が従属関係(Unterordnungsverhältnis)に入ることを意味している。」⁹⁵⁾ここで、ネル・ブロイニングは、企業者の支配権は直接・間接に所有から由来するという観点に立っている。もっともこの観点は、ネル・ブロイニング自身の観点というよりは、現行の会社法から引き出した観点である。賃金労働関係をパートナーシャフト関係に変更することによって、共同決定法と現行の会社法との間の矛盾を克服せよと、ネル・ブロイニングは主張するのである。この主張は、言葉を換えて言えば、現行会社法を根本的に改正せよという主張である。企業財産の所有から決定権を引き出している法体系を改めて、むしろ企業を人間の集団とし

94) Nell-Breuning, Oswald von: Mitbestimmung und Partnerschaft auf der Ebene von Betrieb und Unternehmen, in; *Weg zum sozialen Frieden. Beiträge zur Mitbestimmung und sozialen Partnerschaft in der Wirtschaft*, hrsg. von H. D. Ortlieb/H. Schelsky, Stuttgart/Düsseldorf 1954, SS. 128-129.

95) Nell-Breuning, Oswald von: Zur Überwindung des Lohnarbeitsverhältnisses, in; *Sozialer Fortschritt*, Jg. 2, 1953, 7/8, S. 152.

て把握し、かくなるものとして企業の法的構造を構成せよというのである。パートナーシャフト経営はそのひとつの道を示している。

労働者の財産形成の問題に対して経営的パートナーシャフトはどうつながってくるのであろうか。ネル・ブレイニングはいう、「資本持分もなく貧しい人間だが有能な人間として出発したジュニア・パートナーは、資本参加に至るべきである」⁹⁶⁾と。ジュニア・パートナーは、まず生活必需を充足すべく、「以前の労賃もしくは月給を、同じ仕事をしながら職員として受け取る。」⁹⁶⁾シニア・パートナーもその仕事に応じて協定された報酬を受け取る。賃貸された生産手段には賃貸料が支払われる。最後に残ってきたものが、パートナーシャフト経営の利潤である。この「利潤、`剰余価値` は、`奪回される`のではなく、むしろそれを生み出したものに直接に帰属し、残される」⁹⁷⁾のである。この場合、「それを生み出したもの」は、両パートナーと経営自体であろう。何らかの基準にしたがってこの利潤が分配される。「パートナーは、今日の事情のもとで責任をもって行動する企業者と同様にかかる利潤・剰余価値を処分しなければならない。益々増大する消費に費やすのではなく国民経済的に必要な投資にふり向けられるべきである。」⁹⁷⁾「観念的な極端さで示せば、経済的に活動する現代人のすべてを包括した広大な企業者層が、かかる国民経済的責任を担うようになる。かくして、この新しい企業者層は、限られた社会階層からのみ由来していた従来の企業者よりも、この国民経済的責任をよりよく全うするチャンスをもつことになる。」⁹⁷⁾

結果的には、ここでもまた投資賃金論と同じ結論に導かれている。ジュニア・パートナーにはいわば消費賃金は保証されている。利潤は、投資賃金として分配されるのである。ただ投資賃金論との違いは、ここでは個別経営の分配過程が注目されていることであろう。しかし、決してミクロ的視野に限られているわけではない。というのは、ネル・ブレイニングは、経営的パー

96) Nell-Breuning, Oswald von: Mitbestimmung und Partnerschaft ……., S. 132.

97) Ebenda, S. 133.

トナーシャフトを労働組合が追求すべき目標として提示するからである。つまり、この経営的パートナーシャフト論においても、労働者の財産形成の源泉は国民経済的投資ファンドの一部であり、しかもそれは従来の資本提供者の犠牲の上で生じてくるものである。

この経営的パートナーシャフトに類似したものに、いわゆる共同企業者プラン (Mitunternehmerschaft) がある。しかし、これに対してネル・ブロイニングは次のように批判する。「従来の試みはすべて企業者のイニシアチフから生まれてきたものであり、従業員ないし共同企業者制に参加している従業員集団によって要求されたりそれが闘争の目的になったこともなく、ただ高々悪くないものとして容認されただけである。……共同企業者に対して『企業者』が向かい合っているのである。ところが完全な労資同権の場合には、『企業』と企業に参加する人々、つまり共同企業者だけが存在するのであって、もはや『企業者』は存在しないのである。」⁹⁸⁾

こうしてネル・ブロイニングの経営的パートナーシャフト思考をみてみると、それがひとつの企業変革の主張であることがわかる。パートナーシャフト経営においては、決定権（支配権）はもはや所有に由来せず、パートナー全員によって選出された決定機関が支配権をもつ。生産手段は経営に賃貸されたものと考えから、経営自体の中に形成された経営財産は経営自体のものであり、ジュニア・パートナーは、シニア・パートナーと共に「経営財産の共同所有者」⁹⁹⁾ (Miteigentümer am Geschäftsvermögen) となる。そして企業が獲得した経営成果に対して両パートナーは共に請求権を有するのである。この場合、分配の基準はどこに見出さるべきであるか。第Ⅲ節でネル・ブロイニングが国民経済における分配の基準を目的因果的因果関係に置いていることをみたが、経営経済についても、帰属学説ではなく目的因果的分配理論に立つべきであろう。経営自体の維持という目的から分配政策が立てられるべきであろう。

98) Ebenda, S. 132.

99) Ebenda, S. 128.

VII 結 論

ウルブリッヒは、ネル・ブロイニングのパートナーシャフト論を批判して次のように述べている。「ネル・ブロイニングにあっては、かかる新しい「パートナーシャフト企業」の事後的形成の問題が組合契約 (Gesellschaftsvertrag) を引き合いに出すことで片づけられている。この組合契約が一体いかなるものであるかについては何も論じられていないのである」¹⁰⁰⁾と。このような批判に接するとき、われわれは改めて、労働者の財産形成をめぐるネル・ブロイニングの諸主張が果して具体的提案と結び付く性格のものであったかどうかを問題にせざるを得ない。

ヴィンターシュタインは、ホイスラー、ヒンケル、パス (Pass, Rudolf) の投資賃金プランと並べてネル・ブロイニングの提案を取り上げこれを検討している。¹⁰¹⁾他の三者の提案はたしかにプランと言い得たとしても、ネル・ブロイニングのそれもプランと称し得るであろうか。

われわれの見解によれば、ウルブリッヒもヴィンターシュタインも同じくネル・ブロイニングを誤解している。ネル・ブロイニングがカトリック社会論者・カトリック社会哲学者としての域を一步も外に出ていないことを見すごしているのである。もっとも彼は、経験科学の諸知識を動員してより現実的で形成可能な具体的プランを提示することもできたかも知れない。しかし、彼はそうしなかったのである。

本稿で検討されたネル・ブロイニングの諸主張は、具体的プランとしてではなく、ひとつの思想、ひとつの理念として理解されるべきであろう。彼の主張の中に具体的プランを求めるべきではなく、固有の思想をそこに見出すべきであろう。したがってネル・ブロイニング批判は、その主張に含まれている基本思想に対して向けられなければならない。

100) Ulbrich, Horst: *Das Miteigentum der Arbeitnehmer. Eine kritische Untersuchung aus betriebssozialer Sicht*, Badern-Baden/Frankfurt a. M. 1957, S. 73.

101) Winterstein, Helmlut: a. a. O.

所有の分散と労働者の財産形成が目標とされる場合、それによって権力の集中を打破し、より均衡のとれた経済社会秩序を形成することがとりわけ意図されている。たしかに所有の集中による権力の集中はそれによってかなり克服されるかも知れない。しかし逆に、所有の分散と労働者の財産形成が実現されれば、権力の集中は生じず、調和ある経済社会が出現するのであろうか。

所有は支配の一要因ではあっても所有即支配ではないという認識は、少なくとも50年代前半のネル・ブロイニングの諸論稿をみるかぎりまだ十分になされていない。所有を社会的権力行使の決定的な根拠とみる観点が支配的であった。すなわち所有の秩序形成力が依然として現代社会においても発揮されていると判断していたのである。ところが50年代の末になるとこのような認識に大きな変化が生じてくる。ネル・ブロイニングはいう、「経営と企業の領域において——いずれにしろ現代経済の様相に刻印されている大企業・巨大企業に関するかぎり——所有は、かつての異なった事態のもとでならもち得たし、また事実もっていた秩序形成力 (Ordnungsmacht) をもはや失っている。少なくとも秩序形成力として今日もはや不十分になってきている」¹⁰²⁾と。

また、すでにわれわれも指摘したように、資金を投資することと投資された資金の利用を決定すること（投資決定）とは必ずしも一致しないということが、ネル・ブロイニングにおいて十分に認識されていなかった。財産が社会的に分散されれば自ずとより社会的に調和のとれた投資決定がなされるだろうという、きわめて楽観的な期待があった。しかし、後に「投資レンクング」の問題が生じてきたということは、所有の分散は、過去の権力集中を打破する重要な要因になり得ても、それ自体としては将来に向けて権力の分散

102) Nell-Breuning, Oswald von: Ist Eigentum eine Ordnungsmacht? (in; *Macht oder Ohnmacht des Eigentums*. 7. *Europäisches Gespräche*, hrsg. von F. Rössling-Grüters, Köln/Deutz 1959.) in; *W. u. G. III.*, S.290.

を生み出すものではないという認識に他ならなかった。

シュテークマンは次のように述べている。「生産手段の『巨大所有』に対する処分権の問題とその権力行使のコントロールの問題は、投資賃金——これはその間に社会的カトリシズムのほぼ共有財となったが——によっては解決され得ない。これらの問題は共同決定の領域に属しているのである」¹⁰³⁾と。現代の産業社会における権力の問題は、所有の問題としてはとらえられないのである。ネル・プロイニングも60年代に入ると、かかる認識に立って共同決定論を展開するようになる。これについては、われわれもかつて論考したことがある。¹⁰⁴⁾

経営的パートナーシップ思考は現実的な意味はもっているであろうか。われわれは、ネル・プロイニングの主張はいわば企業変革の主張であると解釈した。それは、モンタン共同決定法にみる労資共同決定制度をあるべき企業の姿として捉え、それに向けて企業組織を変革しようとするネル・プロイニングの考え方と重なってくるからである。そこに提示された企業像は労資共同体としての企業像である。すでにみたように、企業者利潤の概念は後退して、企業自体の利潤、企業利潤という概念が登場してくる。ネル・プロイニングのいう企業利潤は、経営成果という概念で置き換えることができるだろう。ネル・プロイニングのこのような企業観がドイツ経営学において支配的な企業観に通ずるものであることについては、故市原季一教授が以下のように述べておられる。「経営成果を中心において労資の分配を考えるという立場は、西ドイツでは根強くひろがっている。例えば、それはカトリックの社会問題研究者ネル・プロイニングにみられる。彼は、分配の具体的方法とはともかくとして、企業の創造した価値を同権のパートナー (gleichberech-

103) Stegmann, Josef: *Die katholische Kirche in der Sozialgeschichte. Die Gegenwart*, München/Wien 1983, S. 84.

104) 拙稿「ネル・プロイニングの経営思想——共同決定思考の展開」山口経済学雑誌, 24 (4, 5) 1975年。

tigte Partner) たる労働者と企業者に満足な形で分配することが重要であるとする。ニックリッシュにみられる労資同権の思考に通ずるものがある」¹⁰⁵⁾と。

105) 市原季一『経営学論考』(第7版) 森山書店, 1980年, 147頁。